

板橋区ハト等への給餌による被害防止条例案に対するパブリック コメントと区の考え方について

1 概要

「板橋区ハト等への給餌による被害防止条例案に対するパブリックコメントの実施について」に対する意見について、区の考え方を公表する。

2 募集期間

令和6年4月22日（月）から5月21日（火）まで

3 対象者

区内在住・在勤・在学の方、区内事業者、区内で活動する個人・団体等

4 閲覧場所

環境政策課（本庁舎北館7階⑫窓口）、区政情報課（本庁舎北館1階⑦窓口）、各区立図書館、各地域センター、板橋区ホームページ

5 意見の提出方法

直接持参、郵送、ファックス、電子メール、板橋区ホームページ（Web）

6 意見数等

(1)意見件数：35件

(2)意見提出人数：18人

(3)提出方法別人数：板橋区ホームページ（Web）15人、電子メール2人、
ファックス1人

7 意見の概要と区の考え方について 別紙のとおり

8 制定スケジュール

(1)条例案の提出 令和6年9月（令和6年第3回板橋区議会定例会）

(2)条例の施行 令和7年4月

板橋区ハト等への給餌による被害防止条例案に対する パブリックコメントと区の考え方

◎ 募集期間：令和6年4月22日（月）～5月21日（火）【30日間】

◎ 件数：35件・18人（持参0人、ファックス1人、メール2人、Web提出15人）

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	賛成意見	<p>ハトへの給餌禁止について、賛成します。</p> <p>近所に沢山のハトが集まる広場(公園)があり、大量のふんで広場が汚れています。異臭もするため、非常に不愉快です。それにもかかわらず、ハトに餌を与えている人がいるのでハトの数が増える一方です。早急の改善を望みます。</p>	<p>本条例(案)では、公園や道路などの公共の場所におけるハト等への餌やりと、ハト等への給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止します。また、給餌による餌を目当てに集散するハト等のふん尿・その他の汚物の放置や、これらにより発生する臭気などを、給餌による被害として定義します。</p>
2	賛成意見	<p>「ハト等への給餌による被害防止条例」の制定に賛同いたします。理由は以下のとおりです。</p> <p>1)生態系への悪影響</p> <p>ハトは野鳥であるにもかかわらず、人間が餌を供給することは、本来的な習性を忘れて人間に依存する度合いを高めてしまいます。私は愛犬と一緒に居住地周辺の石神井川沿いや周辺の公園を散歩する機会が多いのですが、餌やりを控えることの協力を要請する立て看板などを目にします。餌やりをしている人たちには一向に効果がないようで、人がビニール袋に入れた餌を一定の場所でハトたちにばらまいている光景は何年も前から目撃しています。別の日にその周辺を通ると、歩行するこちらの存在に気付き、餌を期待するかのように複数のハトが舞い降りてきて脅威を覚えます。</p> <p>2)病原菌に関する懸念</p> <p>頻繁に餌やりがなされている場所にはハトのふんと思われるものが多く散乱しており、それらが乾燥して空气中に舞い飛ばせば、その中に病原菌が含まれていたりする可能性も否定でき</p>	<p>区では、区民等(区民及び区の区域内に滞在する者(通過する者を含む。))又は区内の土地を所有し、占有し、若しくは管理する者の生活環境の向上を図るとともに、生物多様性を尊重する観点から、条例を制定します。</p> <p>ご意見のように、人が餌を与えなくても、ハトは雑草、樹木の種子、芽などを食べて生きていきますので、餌を与えることは、生態系のバランスを崩す原因となります。</p> <p>ハトのふんには、病原体が含まれていることもありますので、本条例(案)ではふん尿の放置などを給餌による被害として定義します。</p> <p>ハトに餌を与えることで、人を恐れなくなり、人に慣れてしまう場合があります。人と野生動物の間には、一定の距離を保つことが重要と考えます。</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
		<p>ないと思います。</p> <p>3)ハトの人慣れ</p> <p>上記 1)に関連しますが、ハトが人慣れしてきている様子がうかがえます。数週間前には自転車が通っても避けることがなく、そのまま走行する自転車に危うくぶつかりそうになったハトを見ましたし、道路上でも走行する車に反応することなく、かわいそうなことに轢かれてしまったハトを見たこともあります。自転車や車に反応が鈍くなるのも、人慣れゆえだと思えます。このような不幸な状況を生み出すことにもなってしまうと思います。</p>	
3	賛成意見	<p>近所の公園で、ハトの餌やりをしているシニアの方がいて、「ハトに餌付けをすることで餌をとらなくなる。繁殖、ふん害、アレルギーなど、色々な面から、ハトにとっても人間にとっても両方に良くないことだから、日本全国どこでも公共の場での野鳥への餌やりは良くないことですよ」と教えています。しかし、ほとんどのシニアの方は、「ハトがかわいそうじゃない。何が悪いの！」と理解してくれません。その場は止めても、またやり出します。</p> <p>「かわいそうだ」と言っていますが、自分が楽しいからやっているのが本音です。</p> <p>指導する側が悪者にならないよう、自治体で条例化しているところもありますので、私は賛成です。遅いぐらい。</p>	<p>ハトは餌がたくさんあると、一年に何度も卵を産み、数が増え過ぎてしまいます。また、ふんには病原体が含まれていることがあり、ふんや羽毛がぜん息などのアレルギーの原因となることもあります。人がハトに餌を与えないこと、ハトにむやみに触らず疾病に罹患しないようにすることが重要と考えています。</p> <p>本条例(案)では、公園や道路などの公共の場所におけるハト等への餌やりと、ハト等への給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止します。</p>
4	賛成意見	<p>公園でハトや鴨に餌をあげている人をよく見かけます。そのせいで、ふん害が酷いです。それだけでなく、餌のゴミが出たり、池の水が汚れたり、子どもも真似したがるので絶対にやめてほしい、1日も早く条例で禁止にして欲しいです。</p>	<p>本条例(案)では、公園などの公共の場所で、ハト等への餌やりを禁止します。対象動物はハトのみになりますが、状況を鑑み、その他の鳥類を追加する場合があります。</p>
5	賛成意見	<p>近くの公園に餌やり禁止と掲示されているものの、相変わらずハトに餌をやっている人がおり、道行く人がふん害などで困っています。</p> <p>取り締まりしていただけると助かりま</p>	<p>本条例(案)では、公園や道路などの公共の場所におけるハト等への餌やりと、ハト等への給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止します。</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
		す。	区民等の苦情又は相談を基に、職員等が現場調査や監視指導を行います。
6	賛成意見	<p>賛成です。住まい近隣の大通り沿いの歩道で、毎朝ハトに餌をあげている人がいます。ハトが待ち構えていたり、歩道をハトが占拠していたり、ふんもあり衛生面で嫌悪感があります。</p> <p>公道で餌やりをする人に注意しなかったのですが、毎朝待ち構えるわけにもいかず、注意する根拠も個人の因縁のようになるのが嫌で放置していました。</p> <p>条例があればコミュニケーションしやすくなると思います。</p>	<p>これまで区内では、公共の場所においてハトへの給餌によるふん害等のため、環境悪化の現状がありました。</p> <p>本条例(案)の目的は、区民等の生活環境の向上を図ることであり、併せて生物多様性を尊重していきます。主旨をご理解いただくためにも、区民等の皆様とのコミュニケーションを大切に取り組んでまいります。</p>
7	賛成意見	<p>板橋区ハト等への給餌による被害防止条例案に賛成です。できれば来年度からではなく、今すぐにもでも施行していただきたい思いです。</p> <p>私は緑道沿いに居住していますが、毎日猫に餌やりをしているご婦人が一緒にハトにも餌を撒いており、その時間近くになるとハトがたくさん集まってきています。このため、三田線のガード下や、私の家の屋根や近隣の家の屋根にとまってふんをしています。この乾燥したふんや羽根などが敷地内に入って大変困っています。</p> <p>区の方にも連絡してそのご婦人に注意喚起していただきましたが、本人は「やっていない」と言いながら人がいなくなったことを見計らって餌をあげているのを何度も目撃しています。最近はその餌を食べるカラスも集まってきています。</p>	<p>本条例(案)では、区民等の責務として、区民等は良好な生活環境を確保するため、ハト等への給餌による被害を生じさせることがないよう努めなければならないことを規定しています。また、公共の場所において、ハト等への給餌を行うことは禁止事項となっております。</p> <p>条例に基づき、職員等による現場調査や監視指導を行ってまいります。</p>
8	賛成意見 条例周知	<p>当マンションは都営三田駅の商店街の入口に建っています。最近居住者からハトのふん等による苦情が増えてきています。周辺道路を歩くとハトが無数寄ってきて逃げません。特に商店街の入口の交差点には、無数のハトが電線や近くのビルに群がり、増えている様子です。ここは狭い割に自動車、自転車そして人の往来が多く、走っている自動車、自転車の目の前にハトが突然飛来することは日常です。特に小さなお子さんを自転車に乗せているときはヒヤッとします。いつか痛ましい交通事故が起きると感じています。</p>	<p>本条例(案)では、公園や道路などの公共の場所におけるハト等への給餌と、ハト等への給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止します。</p> <p>また、区内において事業活動を行う事業者は、ハト等への給餌による被害を防止するため、区が実施する施策に協力することとしています。ハトの被害防止の対策については、本条例(案)以外の場面においても、事業者と連携し、取り組んでまいります。</p> <p>本条例の周知については、ホームページや広報への掲載、チラシの配</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
		<p>高速道路には巣があり、多くのハトがねぐらにしています。ハトの被害状況について、周囲で生活する人への影響をきめ細かく調査するよう、高速道路の管理者へ指導をお願いします。ハトの巣が出来やすい環境を黙認しながら、給餌を規制するのは、配慮が一方に偏っていると考えます。</p> <p>餌付けする人がいる反面、ハトアレルギーの人もいるので、意見を集約していくことは難しいと思います。</p> <p>今回の条例には賛成しますが、多くの人に知っていただく努力が重要と思います。</p>	<p>布など、様々な機会を捉えて行ってまいります。</p>
9	反対意見	<p>最初に、非常に難しい問題であると認識しました。このような条例に至った経緯は理解できることがあります。ただ、被害という状況がどのようなものかが今一步ピンときません。健康被害がどのくらい出ているのでしょうか。死者が出たとは聞いておりません。そもそも、人間と動物は共生することが基本と考えています。一方の理論で物事を推し進めることに疑問を感じます。なかなか餌もなく、つらい思いをしている動物たちと助けようとするのは、人間として当たり前の行為であり、動物愛護の観点からも保護すべきか迷うところです。ただ、人的被害が大きいのであれば、被害の防止を最優先させることは必要だと思います。がまんできるところはがまんし、双方が幸せに暮らせるよう努力すべきだと思います。残った餌の始末もせず、やりっ放しは余りに良くない。それにより、きちんとして、愛情を持ってあげている人まで、過剰に苦しむのはいかがなものだろうか。条例まで作ってしまうというのは驚くばかりです。穏便な対応を願うばかりです。共存共栄ができるよう行政のお力をお借りしたいと思います。</p>	<p>ハトのふん害などにより、地域によっては甚大な被害を被っている実態があります。</p> <p>ご意見のように、人と動物(野生鳥獣)の共生は大切と考えています。</p> <p>人が餌を与えなくても、ハトは雑草、樹木の種子、芽などを食べて生きていくというのが生態です。その野生鳥獣の生態を踏まえた人との共存のためにも、一定のルールが必要と考えます。</p>
10	対象動物	<p>ハトだけでなく、猫やカラスも同様です。隣人の猫への餌やりにより、我が家の庭に魚の骨や頭、ふんなどが見られます。ペットのふん尿の始末も同様です。厳重に取り締まって下さい。</p>	<p>猫は、法律(動物の愛護及び管理に関する法律)で愛護動物に指定されており、飼い主のいない猫(野良猫)への給餌自体は法律で禁止されている行為ではありません。但し、同法では、動物への給餌や給水により周辺的生活環境が損なわれる事態が生じないように、動物の適正飼養について規定しています。</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
			区では、区民が飼い主のいない猫へ給餌・給水する場合には、周辺住民の理解のもとに、対面での餌やりと後片付け、排せつ物の処理などを適正に行うよう啓発しています。
11	対象動物	<p>条例の名称を「ハト等」ではなく「鳥獣」としたほうが良いと思います。対象者がハトではなく猫に給餌をしているといった言い逃れできることが考えられます。</p> <p>また、ハトへの給餌がアライグマやハクビシン、カラス、猫といった他の鳥獣の餌付けに繋がり、生物多様性だけでなく、畑の作物への食害や家屋への影響、交通被害、衛生問題、人的被害といった様々な影響を引き起こすことが考えられるため、総合的な条例になることを望みます。</p>	<p>本条例(案)では、公共の場所における猫などへの給餌であっても、ハト等が集散することを認識しながら、ハト等が食べることができる場所に餌を放置する行為を禁止します。</p> <p>また、対象は、地域で生じている被害の実態を踏まえ、ハトとし、それ以外の鳥類は、被害の実態を踏まえて新たに追加する場合があります(鳥類以外の動物は対象としていません)。</p>
12	対象者	<p>毎日のように餌撒きが行われ、かつ目撃者の話を総合すると複数人物が関与していると思われますので、罰則対象者を板橋区在住、在勤者に限らない方策を取ってください。</p>	<p>本条例(案)では、区民及び区の区域内に滞在する者や通過する者を対象者とします。さらに、区内の土地を所有し、占有し、管理する者も対象者としています。</p>
13	私有地	<p>所有者の同意を前提に、空き地、マンション植栽など、個人所有の土地についても、板橋区名の看板設置など、板橋区の公共の場と同様の対応を取れるようにしてほしいです。</p> <p>ハトの数も増えていますので、現地調査を行ったうえで、是非ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>区では、ハト等への給餌による被害防止に関する掲示物の配布を行うとともに、土地の所有者や管理者の同意を基に、掲示をお願いしてまいります。</p>
14	私有地	<p>現在、都営団地に住んでおりますが、入居時からベランダが鳩のふんだらけでベランダに服や布団が干せず、3階でも廊下側の手すりに布団を干しているご家庭が多いというおかしな状況のようです。近隣の方のお話を伺うと、どうやら、うちの斜め上にお住まいの人が、餌を与えているようで非常に困っております。</p> <p>今回概要を閲覧しましたが、この制度であると、対象は公共の場所のみで、非該当になります。</p> <p>自宅での行動にまで制限をかけるのは難しいとは思いますが、ベランダなどは共用部分となりますし、実際に被害も甚大なので、こういった背景も検討の余地に入れていただきたいです。</p>	<p>集合住宅の敷地内におけるハト等への餌やりについては、共用部分についても、自治会や管理者などによる管理をお願いするところとなります。</p> <p>なお、本条例(案)では、私有地内の給餌であっても、公共の場所に被害を生じさせることは、禁止事項として定めております。</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
15	違反確認	禁止事項に違反した者について、どのように区の職員や委託の職員が確認するのでしょうか。	区民等による苦情や相談を基に、区の職員等が、きめ細かく現場の状況を調査し、違反を確認します。
16	監視指導	すでに区内の餌やりポイントは把握しているのでしょうか。	区民等による苦情や相談などにより、餌やりが行われている場所を、数か所把握しております。但し、餌やりの場所は、移動したり増減することが予想されます。
17	監視指導	給餌を目撃した住民が区に連絡しなければならないのでしょうか。	区民等の皆様に連絡の義務はございません。
18	監視指導	簡単に連絡できるシステムの構築は考えられているのでしょうか。	区民等による苦情や相談は、電話や電子メールなどによりお寄せいただくことを予定しています。 区では寄せられた苦情や相談を基に、必要に応じて現場調査や監視指導を行ってまいります。
19	監視指導	否認する違反者の場合、給餌行為を撮影したものを、担当者の職員に確認してもらうことは可能でしょうか。	給餌行為者の撮影については、プライバシー保護の観点から注意が必要と考えています。 区では、区民等の皆様から提供された写真などを基に、改めて現場調査や監視指導を行います。
20	監視指導	緑道で猫とハトに餌やりをするご婦人は、近隣の方が直接注意したこともありましたが、「餌はあげてない。緑道だから何しても良いでしょ」と大声を出して激昂していました。 このご婦人が、条例施行後も餌やりすることは目に見えていますし、区の職員の方々がパトロールして給餌を目撃し注意したとしても、意に介さず餌やりを続けることはこれまでの経過からも明らかです。 これまでも、町会の皆さんと協力して、緑道をはじめ、周辺道路のタバコの吸い殻拾いや、不法投棄のゴミ拾いを実施し、タバコのポイ捨て、猫や鳥類の餌やり等について直接当事者に注意喚起もしてきましたが、それだけでは限界があります。 今後、この条例により効力が最大限生かされるような各種施策を実施していただき、注意、勧告が一過性のものにならないことを期待します。	区では、人がハトに餌を与えることがハトの保護には繋がらないことを、区民等の皆様にご理解いただくことが大切と考えております。条例の制定後には、区民等の皆様の理解を深めるよう情報を発信してまいります。 また、条例で禁止するハトへの給餌により公共の場所に被害を生じさせている状況が続く場合には、継続して指導をはじめとした対応にあたってまいります。
21	監視指導	最近、中学校裏のコンビニエンスストアの跡地にて、餌やりをしている人を頻繁に見受けます。迷惑行為だと声をかけましたが、「関係ないだろ、喧嘩を売っているのか」とのことで、止める様子は全くありません。	本条例(案)では、公共の場所に被害を生じさせる場合には、私有地におけるハト等への餌やりも禁止します。 区では、区民等の苦情や相談に基づき、職員等が現場調査や監視

No.	項目	意見の概要	区の考え方
		以前は公園に撒いていましたが「餌やり禁止」の張り紙がある公園を避け、隣にできた空き地に撒いているものと考えられます。	指導を行います。
22	監視指導	ハト等への給餌を行なっている人に対して、現場で区民が給餌を止めるように注意できる環境づくりをお願いします。相手からの暴言や暴力行為が心配です。	区では、啓発活動を通じて、区内でハトに餌を与えないという意識・風土の醸成を図ってまいります。 万が一給餌者とトラブルが生じた場合は、速やかに警察へ通報してください。その後、区にも連絡をお願いいたします。
23	監視指導	日中、子どもとベビーカーで出かけることが多いため、三田線駅の出口をよく利用します。その際、近くにある小広場でよくハトに餌を与えている人を見かけ、ハトも多く集まってきて、いつも怖い思いをしながら通っています。対応していただきたいです。	区では、区民等の苦情や相談に基づき、職員等が現場調査や監視指導を行います。
24	監視指導	家の前の緑道に最近ハトが爆発的に増えています。以前は偶に1~2羽だったのが、最近は大体7羽以上は家の前にいます。非常に迷惑なので、どうかしてください。	23に同じ。
25	監視指導 条例周知	法律や条例を決めることは良いと思いますが、それを管理し規制する人がいなければ、無駄になります。 区民が目撃しても条例が周知できていなければ注意できませんし、見て見ぬふりになりかねません。警察や区の職員の見回りなど、しっかり管理体制を構築し、なおかつ区民に周知することがまず先決だと考えます。	区では、区民等の苦情や相談に基づき、職員等が現場調査や監視指導を行います。 条例の周知については、ホームページや広報への掲載、チラシの配布など、様々な機会を捉えて行ってまいります。
26	勧告・命令	指導、勧告、命令について、各段階でどの程度の回数を踏んで実施するのでしょうか。	指導・勧告・命令の各段階での回数については、個々の事案により被害状況は異なりますが、公平性を確保しながら、適切に指導・勧告・命令を実施してまいります。
27	罰則	従わない者に対して罰則を課すまで、どのくらいの期間がかかるのでしょうか。	過料の処分は、指導・勧告・命令の段階を踏んで行いますが、個々の事案により被害状況は異なりますので、公平性を確保しながら、適切に実施してまいります。
28	過料	条例案を作成していただいたこと、大変ありがたく感謝申し上げます。 罰則5万円以下の過料を支払った後、あい変わらず給餌をしていた場合はどのような対処がなされるのでしょうか。	過料を支払った後に、給餌を繰り返す場合には、改めて指導、勧告、命令、過料を科すこととなります。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
29	他区の成果	すでに条例を制定している区の実施状況(指導・勧告・命令)と、条例を制定したことにより、どの程度効果が出て給餌が減少しているのか興味があります。	ハトに関する条例を制定している区は23区中5区あり、罰則を規定している区は3区あります。 条例を制定した区では、給餌による被害の防止に効果があった事例がある一方で、命令後にも給餌が続いた事例があります。
30	他区の成果	すでに、他区では、罰則を設け、効果をあげているとの情報を聞いておりますが、その具体的な状況をお教えていただけるとありがたいです。	29に同じ。
31	条例周知	把握している給餌の場所には、あらかじめ条例を告知する看板等の設置は検討しているのでしょうか。	ハト等への給餌による被害が発生している場所については、公共の場所に看板等を設置するほか、私有地にも設置の協力を求めてまいります。
32	条例周知	ハト等への給餌による被害が発生している公園や私有地の周辺には、被害防止条例が制定されて給餌が禁止となったことが記載されたポスターを設置するなど、十分な対策をお願いします。	31に同じ。
33	条例周知	被害防止条例の制定にあたっては、「広報いたばし」などにより、区民に対して事前に十分に周知徹底を行なうようお願いいたします。	条例制定の周知については、ホームページや広報への掲載、チラシの配布など、様々な機会を捉えて行ってまいります。
34	その他	先日、我家の屋根にハトがとまっているので、状況を私が見ていた時、給餌している方とバッタリ会いましたが、かなりの陰相で、私をにらみつけていました。この様な状況からみて、勧告、命令、罰則の措置がとられた後、逆恨みされ、こちらに被害が生じなければよいなど危惧しております。 警察からは、もし、何かトラブルがあった時は、まともにぶつかるのではなく、すぐ警察に通報するようにとアドバイスされていますので、留意しております。	ハトへの給餌者とトラブルが生じた場合は、速やかに警察へ通報してください。その後、区にも連絡をお願いいたします。
35	その他	人間の欲求として、承認欲求がありますが、本件の場合、ハトに餌をあげるとハトは無邪気に集まってくるから、この承認欲求を満たしているのではないのでしょうか。ですから、この欲求を満たす他の方法(例えば将棋など)を、カウンセリングしながら検討するのはいかがでしょうか。	近隣における良好な人間関係の構築や、趣味嗜好の掘り起こしなど、個人的な領域に関与することは大変難しいことと考えます。個々の事例に即して検討してまいります。